

皇學館論叢 第五十三卷第四号  
令和三年一月十日

## 普選実施前の秋田県会議員選挙

伊藤 寛 崇

### □ 要 旨

第二〇回秋田県会議員選挙は府県制の改正により有権者が倍増し、従来よりも郡市あるいは町村単位で実施された予選会の存在意義が高まったものの、選挙区内における地域対立から出馬辞退に追い込まれるケースも見られるなど地盤協定の難しさが浮き彫りとなった。このため明治期から連綿と踏襲されてきた名望家を筆頭とする所得層を意識した選挙システムでは想定した選挙結果を得ることが困難となり、政党支部や立候補者は浮動票の取り込みに本腰を入れなければならなくなった。

この県議選では立憲政友会（以下、政友会）と憲政会、革新倶楽部の三つ巴の戦いが展開されたが、前回とは様相が異なり非政友派が共闘しなかったことから序盤から政友会の優勢が伝えられた。このうち定数五名の仙北郡では盛曲線の敷設によって絶大な力を有していた榊田清兵衛代議士の陣頭指揮の下、全五議席を独占しようと画策するなど普選の実現が叫ばれる中で、政党支部の影響力を誇示する絶好の機会となった。

### □ キーワード

府県制の改正 有権者の増加 地盤協定 浮動票 大衆政党

## はじめに

改正府県制（大正十一年四月十九日法律第五十五号）の制定により、それまで府県会議員選挙に設定されていた納税額要件は撤廃され、一年以上の納税者には選挙権が与えられることになった。<sup>(1)</sup> 大正十二（一九二三）年の秋田県会議員選挙の有権者数は四年前に比べて二・一二倍に増加したが（大正八年の選挙当日の有権者数は三万八四六二人、大正十二年の選挙当日の有権者数は八万五六四三人）、普選運動の高揚とは裏腹に有権者の県議選に対する関心はそれほど高いものとはいえなかった。この県議選ではまだ立候補届出制が採られていなかったため、ぎりぎりまで候補者調整が行われた選挙区もあり、九月二十五日の選挙期日直前に候補者の顔ぶれが出揃った。事実上、政友会と憲政会の二大政党対決となったが、四年前の状況とは大きく異なり、憲政会が革新倶楽部と共同歩調を取らなかったことから候補者の擁立に当たっては互いに細心の注意を払わなければならなかった。

さて、これまで大正十二年の府県会議員選挙については研究の蓄積が乏しく、自治体史等においてもほとんど取り上げられてこなかった。<sup>(2)</sup> その原因として挙げられるのは普選移行期に実施された選挙の中でも争点が曖昧で盛り上がり欠けた選挙であったことであり、しかも序盤戦最中の九月一日に関東大震災が発生し、二週間余りその報道に主力が置かれたため選挙戦の実態をつかみづらくした。しかしながら、第一次世界大戦後の資本主義経済の進展によって新たな価値観を持った人々が登場するようになり、政党も立候補者もそのニーズに対応せざるを得ない状況の中で選挙が実施されるに至ったことは衆目の一致するところである。<sup>(3)</sup> そうした中で、小南浩一氏はこの県議選の全国的動向として兵庫県議選の分析から「全国で日本農民組合（日農）一二人を含む農民候補三三人が立候補するなど、階級



【図1】秋田県内郡域図

候補者の選定は八月半ばから本格化し、郡市あるいは町村単位で予選会を実施してその推薦を決定し、本人の承諾を得て選挙戦に突入するという形態が採られた。序盤から政友会優勢の流れとなったが、選挙区内の地域対立によって立候補辞退に追い込まれるケースも少なくなく、政党支部による最終判断<sup>11</sup>公認には慎重を期さなければならなかった。県内九選挙区の候補者の選定状況は次の通りである。

## 一 候補者の選定

対抗関係が表面化した最初の選挙であった<sup>12</sup>と位置づけている。また、車田忠継氏は中選挙区制下における千葉県第一区の選挙分析の前提として大正十三年一月（関東大震災の発生により四カ月延期）に実施された千葉県議戦を取り上げ、前年四月の郡制廃止に着目して「代議士―府県会議員―（市会議員）―区町村会議員」系列に再編された中で「代議士と市町村会議員を繋ぐ結節点として、進化を遂げる<sup>13</sup>」る画期となったことを指摘している。<sup>14</sup>すなわちこの県議選では大衆政変に変貌を遂げつつあった政友会をはじめとする政党がこれまで以上に有権者に気を遣わなければならなくなったのであり、選挙システムの再構築を促すことになった点で注目すべき選挙である。本稿では秋田県公文書館所蔵の事務簿冊および地元三紙（憲政会系の『秋田魁新報』、革新倶楽部系の『秋田新聞』、政友会系の『日刊新秋田』）から選挙戦の動向を分析し、この県議選の意義について考察したいと思う。

秋田市（定数一名）

政友会は八月八日に秋田支部幹部会を開き、早々と現職の鈴木安孝の推薦を決定した。<sup>(6)</sup>一方、憲政会からは当初、前職の市川護幸の他に進藤作之助が出馬に意欲を示していたが、井上広居市長が湊鶴吉の擁立を画策していたため乱立の様相を呈した。<sup>(7)</sup>候補者の調整が図られたのは八月十五日の憲政会秋田支部幹部会の後であり、二十四日に秋田市内各町の有志数十人が集結して非政友派の推薦会が開かれ、満場一致で市川の擁立を決定した。<sup>(8)</sup>鈴木と市川の対決はこれで三回目となった。

鹿角郡（定数二名）

当初、小坂町長の工藤茂太郎（憲政会）が立候補に意欲を示したが、八月二十四日までに町長を辞職しなかったことから不出馬が確実となった。<sup>(9)</sup>このため政友会の現職山本修太郎と石木田新太郎の出馬が濃厚となり、無競争の公算が高まった。<sup>(10)</sup>ところが、九月十六日に石木田が立候補断念に追い込まれたために、南部地域の形勢が一変して新たな候補者擁立の機運が高まり、花輪青年団長や青年の鹿角社長らが大里周蔵に極力慫慂して出馬にこぎ着けた。<sup>(11)</sup>一方、この動きに反発した北部地域では非政友派が一致団結して元職の豊口竹五郎（元政友会所属）を担ぎ出した。<sup>(12)</sup>北部の毛馬内町と南部の花輪町で連綿と続いてきた地域対立が三つ巴の戦いを引き起こした。

北秋田郡（定数四名）

政友会の金城湯池であった北秋田郡では地域の名士たちのリーダーシップの下、三派に分かれて鎬を削っていたが、成田直一郎派からは庄司易五郎、成田重太郎派からは近藤利吉、独立派からは大沢士朗と佐藤時治が立候補する運びとなった。一方の非政友派では憲政会から現職の泉清と沼田信一（今回は中立での出馬を模索）、革新倶楽部からは阿部亀五郎が出馬の意思を固めた。<sup>(13)</sup>多年、候補者の空白区となっていた大館町の動向にも注目が集まったが、いち早く

動き出したのは非政友派であり、憲政会は沼田、革新倶楽部は阿部を予選会でそれぞれ推薦することを決定した。これに対して大館青年会は九月八日に臨時総会を開き、沼田と阿部のどちらを援助するべきか協議したものの結論が出ず、最終的に有権者の自由意志に任せることになった。<sup>(14)</sup>

山本郡（定数四名）

当初、政友会は池内広正と杉本国太郎、憲政会は信太儀右衛門と市川節治の擁立を目論んだが、政党対決を好まなかった市川は早々と出馬を辞退したため、これを好機と見た政友会はもう一名の擁立を企て工藤菊太郎を担ぎ出そうと躍起になった。ところが、すぐさまこの動きを牽制して憲政会の前職島田豊三郎が突如出馬の意向を示したことから勝機がなくなった工藤の擁立は見送られた。<sup>(15)</sup> こうして政友派と非政友派がともに二名ずつを擁立することになり、早々と無風選挙と化した。なお、候補者擁立の新たな動きとして注目されるのは、九月二日に山本郡の木材業者が政友会を超えて杉本（杉本株式会社社長）の推薦を決定したことである。<sup>(16)</sup> 地域の特質を大いに活かして実業家を県会に送り出そうとしたことが分かる。

南秋田郡（定数五名）

憲政会は九月十四日に郡予選会を開き、土崎地域は現職の金子為吉、男鹿地域は中川重春、湖東地域は奈良周治郎の地盤として割り当てた。対する政友会は現職の沢木再吉・刈田義門・伊藤養之助の擁立に拘ったもののこのうち沢木は早々と辞退を表明し、刈田と伊藤も出馬に慎重な姿勢を示したため候補者の決定は難航した。<sup>(17)</sup> 最終的に湖東地区では元々出馬に乗り気であった小玉友吉が伊藤に代わる候補者に内定し、男鹿地域からは小野貞助が出馬することになった。<sup>(18)</sup> こうして南秋田郡は山本郡と同じく立候補の届出者数が定数を超えなかったことから事実上の無競争となった。

河辺郡（定数一名）

定数が一名減員となった河辺郡では当初から政友派と非政友派による一騎打ちの戦いが予想されたが、まず政友会は八月十六日に予選会を開いて現職の伊藤多雅司の推薦を決定した。<sup>(19)</sup>一方の非政友派は有力候補と目されていた憲政会の橋本平左衛門が見送ったため、急きよ革新倶楽部は秋田新聞主筆の熊井又八郎の推薦を決定して選挙戦に突入した。<sup>(20)</sup>『秋田新聞』は九月十五日付紙面で社長の中村千代松が推薦文を寄稿し、河辺郡最初の帝国大学出身者である熊井を県会議員候補者とする事は郡民にとつて名誉であることを強調し、「熊井君と相對せる政友派の伊藤多雅司との人物、学識上の比較は茲に述べませんが、唯伊藤君は既に四、五回も県議に推され、孰れかと云へば常に情弊の多い多数党にのみ味方となつて居られました。今日県会の廓清を急務とす可き選挙に於ては、新人物たる熊井君に譲りて、徐に反省後日を期するのが得策であらうと思ひます」と結んだ。<sup>(21)</sup>

由利郡（定数一名）

本堂会の勢力下にあつた由利郡は革新倶楽部と政友会の対決となつた。まず、八月五日に開かれた仁賀保廓清会の定時総会では、「仁賀保方面から革新の爲め一名の県議候補者を出すこと」を満場一致で可決し、村上清治を候補者に決定した。<sup>(22)</sup>十三日には政友会が亀田地域で予選会を開き、大正寺村代表の佐藤秀一が現職の遠藤市四郎の推薦を提案したが、当の遠藤は「自分としては事情あり堅く辞退するが、自分と意見を同じうする加藤伝一郎氏を推挙する」意向を示し、さらに岩谷村の代表からは伊藤盛太郎を推薦したいとの発言があるなど意見がまとまらず各町村から選出された八名の銓衡委員に託すことになつた。二日間に及ぶ協議は難航したものの最終的に岩谷村有志以外の賛成多数で加藤の推薦を決定した。<sup>(23)</sup>二十八日には政友会由利郡予選会が開かれ、猪股謙二郎・加藤・佐々木民作の擁立を内定し、また地盤が狭く不利が予想される矢島の佐藤徳一郎は中立（政友系）で出馬させることを申し合わせた。<sup>(24)</sup>そ

もそも佐々木民作の出馬は出身地である象潟町から漁港の修築を求めて発生したものであるが、九月に入り隣接する金浦町に多大な影響を及ぼす懸念が示されると潔く辞退した。<sup>(25)</sup> 対する非政友派は九月一日に予選会を行い、現職の佐々木孝一郎と新人の村上を推薦することを決定し、共同策戦を展開することになった。<sup>(26)</sup>

#### 仙北郡（定数五名）

早くから北部地域では立候補に向けた動きがいくつか見られたが、九月に入ると榊田清兵衛代議士の意向を反映して政友派と非政友派が協調して郡民一致で候補者を選定しようという気運が形成された。十二日には大曲町の鞠水館で榊田、伊藤憲政会支部長、池田政友会支部長、青柳・京野・進藤の現職県議、新人の鬼川など一六二人が出席して仙北郡予選会が開かれた。満場の賛成で座長に推された池田亀治の指名により、一五名の銓衡委員が別室で協議に入ったが、「候補者難で容易に決せず、各部とも相譲らぬため折衝に時を移すこと三時間にわたつたが遂に決せず委員会から到々投げ出しの報告」があつた。これに対して会衆からは銓衡の完遂を求める声上がり、再び委員会を開いて協議したものの決定には至らず、最終手段として委員一六名による無記名投票を実施した。この結果、政友会所属の大野忠右衛門・板谷五郎左衛門・進藤作左衛門・青柳長治郎・鬼川貫一の五名が選出され、早速、憲政会の伊藤からは「政治上の立場よりその銓衡には同意しかねる」との発言があり、さらに出席者からは不拘束を理由に散会を求める声も挙がつたもののこれを受け入れず、多数党の数の論理、すなわち榊田の意向に押し切られる形でこの決定に従うことになった。<sup>(27)</sup> そもそも会衆の大半は政友四、憲政一の割合で候補者の推薦を願つたが、北部地域から鬼川が立候補の意志を示したことでこの原則が覆されてしまった。同地域からはすでに青柳の出馬が内定していたため起死回生の策として無記名投票に望みを託したのであり、憲政会の現職京野孝之助はまさに締め出しを食らう形となつた。<sup>(28)</sup> 非政友派はこの決定を不服とし、対抗措置として東部地域が一丸となつて京野に出馬を促し、長信田・横沢・千屋・

藤木・飯詰・金沢西根・六郷の各町村の有力者七〇人が連名で京野の推薦状を送付した。

拜啓初秋の候、益々御清適奉賀候。陳者、今回の県會議員改選に際し吾等同志は本郡選出の一人として最も適材たる現県會議員京野孝之助氏を推薦せり。同氏は御承知の通り資性潤達思想堅実にして多年県政に参与し、至誠一貫県国のために貢献せられ常に郡民の附託を完うかへき適材と信じ茲に候補者に推挙致候条、本月二十五日行はるべき県會議員選挙際し重ねて本郡より同氏を選出し積年の蘊畜を県治上に実現せしむる様致度、御聞及の如く去る十二日の郡予選会は地方の事情をも顧みず頗る公正を欠ける処置に出で多数を頼みて横暴にも我東部を無視したるは甚以て遺憾の次第に存候へば此際同氏を当選せしめ議政壇上に送るは単に適材適所の趣旨に合するのみならず延て正義擁護の一端にも相成るべく存候へば更に一層の御同情を賜り是非当選の榮を得しむる様特に御尽瘁を煩はし度切望に不堪候。右貴意を得度如斯御座。敬具

こうして榊田が描いた無風選挙のシナリオは一気に崩れてしまったことになる。予想外の展開に頭を悩ませたのは峰吉川村長を兼任していた現職の進藤である。選挙直前になって選挙費用の工面がつかなくなつたとして西部地区の有志に対して「ケンモホロでそんな多くの金を要するなら真平ご免を蒙らねばならぬ」と一時不出馬をちらつかせた。ところが、すでに立候補承諾後であつたことから辞退することもできず、理想選挙を標榜して選挙人の自由意志に放任する意向を示した。<sup>(29)</sup>進藤の戦線離脱によって仙北郡の当確者は政友会四名と憲政会一名となり、投票日を目睫に控え事実上の無競争状態に陥つた。

平鹿郡（定数四名）

政友会は早々と予選会を開いて片野重脩と柿崎勘左衛門の推薦を決定し、二人の快諾を得て選挙戦に入った。<sup>(30)</sup>対する非政友派の憲政会は八月十八日に予選会を開いて現職の塩田団平と久米田正之助、そして現職の川上勝淑に代わる

候補者として新人の伊藤慶太郎の三名の擁立を決定した。<sup>(31)</sup> また、革新倶楽部は八月二十日に予選会を開催して現職の湊谷伝之助副議長の後任として同じ浅舞町から村田光烈を擁立してあくまで旧国民党の地盤を守ろうとした。<sup>(32)</sup> 村田の立候補により前回同様の非政友勢力の結集には至らず、さらに候補者の地盤の多くが重なり合ったため政友会の片野に先行を許すこととなった。その最たる例は横手町であり、ここを地盤として片野と伊藤が立候補したものの有権者のほとんどは片野支持に動いており、川原町の有識者は相談会を開催して人物本位から片野に投票することで一致団結し、山内方面からの入口に当たる本郷部落、田中町方面も同じ状況であった。<sup>(33)</sup>

雄勝郡（定数三名）

当初は政友会から現職の京野利助と佐藤有秀、憲政会から現職の藤木勇太郎の出馬が予想され無競争となる公算が高かったが、<sup>(34)</sup> 同郡出身の添田飛雄太郎代議士の策略によって西部地域から柴田政太郎、東部地域から川連村出身の触れ込みで酒井英次郎を秋田市から移入して出馬させたことから混乱状態に陥った。<sup>(35)</sup> 柴田と酒井の出馬により大打撃を受けたのは佐藤と京野であり、憲政会の共倒れが懸念された。<sup>(36)</sup>

## 二 選挙の告示

第二〇回秋田県会議員選挙は八月十六日に告示され、投票は九月二十五日午前八時から午後五時までの間に行われることとなった。<sup>(37)</sup> 投票終了とともに投票箱は県内十選挙会場（各郡役所および秋田市役所）に集められ、翌二十六日から二十七日にかけて開票される運びとなった。<sup>(38)</sup> この県議選には定数三三名に対して最終的に四五名が立候補し（うち新人二四名）、党派別の内訳は政友会が二三名、憲政会が一四名、革新倶楽部が五名、中立が三名であった。【表一】

【表1】第20回秋田県議会議員選挙候補者納税状況

選挙区	候補者	所属政党	新旧	住 所	地 租	営業税	所得税	総 額
秋田市	◎市川護幸	憲政会	前	秋田市楡山登町	6円	-	23円	29円
	◎鈴木安孝	立憲政友会	現	秋田市中長町	5円	-	63円	68円
鹿角郡	◎山本修太郎	立憲政友会	現	毛馬内町	3円	-	39円	42円
	◎大里周蔵	立憲政友会	新	花輪町	2円	-	22円	24円
	◎豊口竹五郎	中 立	元	毛馬内町	19円	-	-	19円
北秋田郡	◎庄司易五郎	立憲政友会	新	落合村	215円	-	200円	415円
	◎佐藤時治	立憲政友会	新	荒瀬村	-	-	-	-
	◎近藤利吉	立憲政友会	新	米内沢町	22円	-	10円	32円
	◎阿部亀五郎	革新倶楽部	新	大館町	67円	90円	204円	361円
	◎沼田信一	中 立	現	大館町	62円	38円	45円	145円
	◎泉清	憲政会	現	釈迦内村	62円	-	21円	83円
	◎大沢士朗	立憲政友会	新	扇田町	11円	-	-	11円
山本郡	◎杉本国太郎	立憲政友会	新	能代港町	79円	15円	5,049円	5,143円
	◎信太儀右衛門	憲政会	新	金岡村	735円	-	752円	1,487円
	◎池内広正	立憲政友会	現	森岳村	-	-	-	-
	◎島田豊三郎	憲政会	前	能代港町	49円	27円	58円	134円
南秋田郡	◎金子為吉	憲政会	現	土崎港町	1,091円	66円	114円	1,271円
	◎小玉友吉	立憲政友会	新	飯田川村	236円	-	170円	406円
	◎奈良周治郎	憲政会	新	金足村	4円	-	22円	26円
	◎中川重春	憲政会	新	船川港町	-	15円	21円	36円
	◎小野貞助	立憲政友会	新	弘戸村	224円	118円	301円	643円
河辺郡	◎伊藤多雅司	立憲政友会	現	川添村	281円	-	94円	375円
	◎熊井又八郎	革新倶楽部	新	秋田市楡山虎ノ口新町	-	-	-	-
由利郡	◎佐々木孝一郎	革新倶楽部	現	西目村	294円	-	-	294円
	◎猪股謙二郎	立憲政友会	現	石沢村	239円	-	141円	380円
	◎村上清治	革新倶楽部	新	上郷村	51円	-	71円	122円
	◎加藤伝一郎	立憲政友会	新	亀田町	27円	-	-	27円
	◎佐藤徳一郎	中 立	新	矢島町	100円	-	119円	219円
仙北郡	◎京野孝之助	憲政会	現	六郷町	522円	93円	1,264円	1,879円
	◎青柳長治郎	立憲政友会	現	角館町	69円	-	19円	88円
	◎大野忠右衛門	立憲政友会	現	長野町	1,702円	63円	2,300円	4,065円
	◎板谷五郎左衛門	立憲政友会	新	大曲町	1,310円	29円	1,367円	2,706円
	◎鬼川貫一	立憲政友会	新	田沢村	19円	-	153円	172円
	◎高橋龍三	憲政会	新	白岩村	18円	-	-	18円
	◎進藤作左衛門	立憲政友会	現	峰吉川村	330円	-	920円	1,250円
平鹿郡	◎片野重脩	立憲政友会	新	横手町	1円	-	472円	173円
	◎柿崎勘左衛門	立憲政友会	新	浅舞町	-	-	18円	18円
	◎村田光烈	革新倶楽部	新	醜圃村	840円	42円	1,193円	2,075円
	◎塩田団平	憲政会	現	沼館町	2,052円	-	3,375円	5,427円
	◎久米田正之助	憲政会	現	増田町	70円	-	56円	126円
	◎伊藤慶太郎	憲政会	新	横手町	64円	11円	40円	115円
雄勝郡	◎京野利助	立憲政友会	現	湯沢町	840円	-	676円	1,516円
	◎佐藤有秀	立憲政友会	現	稲庭町	3円	56円	209円	268円
	◎柴田政太郎	立憲政友会	新	西馬音内町	-	-	-	-
	◎藤木勇太郎	憲政会	現	湯沢町	88円	45円	60円	193円
	◎酒井英次郎	憲政会	新	秋田市上長町	-	-	-	-

は立候補者の経済力を明らかにするために、大正九年版の『秋田県名鑑』から直接国税の納税額（地租、営業税、所得税）をまとめたものであるが、その特徴として挙げられるのは次の三点である。

①地租納税額から五十町歩以上の土地を集積している地主は、信太儀右衛門（山本郡、のち衆議院議員）、金子為吉（南秋田郡）、京野孝之助（仙北郡）、大野忠右衛門（仙北郡）、板谷五郎左衛門（仙北郡）、村田光烈（平鹿郡）、塩田団平（平鹿郡、のち衆議院議員）、京野利助（雄勝郡）のわずか八名にすぎない。

②千円以上の所得税を納税しているのは、杉本國太郎（山本郡）、京野孝之助（仙北郡）、大野忠右衛門（仙北郡）、板谷五郎左衛門（仙北郡）、村田光烈（平鹿郡）、塩田団平（平鹿郡）の五名であり、会社経営および株式投資の利益によるものである。

③親子間で財産を共有しているのは確認できるだけで一〇名に達しており、選挙資金の出所については立候補者個人のみだけでなく家族あるいは親戚を含めた経済力から考慮する必要がある。

こうして見ていくと立候補者の半数は中流程度の所得層となっており、名簿家を中心とした県会から大きく変貌を遂げようとしていたことが分かる。

### 三 有権者の構成

大正九年版の『秋田県名鑑』には各市町村別に直接国税一五円以上（秋田市は一〇円以上）の納税者名簿が掲載されており、中流以上の有権者の納税状況を確認することができる。ここでは商業都市である秋田市とその近郊の農村部である下新城村しもんじょうに限定して直接国税の納税者の比率を算出すると【表2】の通りになる。<sup>(4)</sup>

【表2】納税者の比率

《秋田市》

A = 地租、B = 所得税、C = 営業税

納税額	人数／割合	A	B	C	A+B	A+C	B+C	A+B+C
10円～19円	101人 14.25%	34人	28人	16人	15人	7人	1人	0人
20円～29円	122人 17.22%	15人	49人	13人	22人	19人	1人	3人
30円～39円	80人 11.28%	4人	25人	4人	20人	10人	7人	10人
40円～49円	58人 8.18%	1人	15人	1人	16人	1人	4人	20人
50円～59円	52人 7.33%	1人	10人	0人	14人	6人	5人	16人
60円～69円	39人 5.50%	0人	11人	0人	11人	2人	5人	10人
70円～79円	23人 3.24%	0人	3人	0人	3人	0人	3人	14人
80円～89円	18人 2.54%	0人	5人	0人	1人	1人	1人	10人
90円～99円	16人 2.26%	0人	2人	0人	3人	0人	3人	8人
100円～199円	100人 14.10%	2人	10人	1人	19人	1人	11人	56人
200円～299円	33人 4.65%	0人	1人	0人	7人	1人	2人	22人
300円～399円	16人 2.26%	0人	0人	0人	0人	0人	0人	16人
400円～499円	7人 0.99%	0人	0人	0人	3人	0人	0人	4人
500円～999円	20人 2.82%	0人	2人	0人	3人	0人	0人	15人
1,000円～	24人 3.39%	1人	1人	0人	9人	0人	0人	13人
合計	709人	58人	162人	35人	146人	48人	43人	217人

《下新城村》

A = 地租、B = 所得税、C = 営業税

納税額	人数／割合	A	B	C	A+B	A+C	B+C	A+B+C
10円～19円	31人 34.44%	27人	1人	0人	2人	1人	0人	0人
20円～29円	12人 13.33%	10人	0人	0人	1人	1人	0人	0人
30円～39円	12人 13.33%	9人	0人	0人	3人	0人	0人	0人
40円～49円	5人 5.56%	3人	0人	0人	2人	0人	0人	0人
50円～59円	4人 4.44%	1人	0人	0人	3人	0人	0人	0人
60円～69円	3人 3.33%	0人	0人	0人	3人	0人	0人	0人
70円～79円	2人 2.22%	0人	0人	0人	2人	0人	0人	0人
80円～89円	4人 4.44%	0人	0人	0人	3人	0人	0人	1人
90円～99円	2人 2.22%	0人	0人	0人	2人	0人	0人	0人
100円～199円	13人 14.44%	0人	0人	0人	13人	0人	0人	0人
200円～299円	1人 1.10%	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
300円～399円	0人 0%	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
400円～499円	0人 0%	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
500円～999円	0人 0%	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
1,000円～	1人 1.10%	0人	0人	0	1人	0人	0人	0人
合計	90人	50人	1人	0人	36人	2人	0人	1人

まず、県都である秋田市では直接国税一〇円以上の納税者七〇九人（女性・宣教師等三四人は除外）のうち五〇円未満の納税者が全体の半数に達しており、こうした都市部の中間層（中流以上の納税者）が名望家に代わって指導的役割を担うようになったことはいうまでもない。この背景として挙げられるのは江戸時代から続く城下町久保田の都市構造が少なからず影響を与えていたことであり、元々の武士町である内町には官吏（知事、県庁職員、判事）、医師、鉱山専門学校教師、弁護士などが居住し内外へ人の出入りが激しかったものの納税者の比率は固定的であった。一方、外町には佐竹氏入封以来の商人町が形成され、家督の継承や分与などが新たな有権者を産み出す要因の一つとなった。<sup>42</sup> さらに興味深いのは繁華街である川反かわばたの女性料理店主や芸妓も多額の納税を行っていることである。

また、下新城村では直接国税一〇円以上の納税者九〇人（一寺院除外）のほとんどが農業従事者であることが分かる。この中には名望家として村の指導的役割を果たした元貴族院議員の金沢松右衛門も含まれている。<sup>43</sup> 大正九年の金沢の納税総額は七五九九円（地租三八〇〇円、所得税三七九九円）であり、三六〇町歩前後の田畑を所有していたことが確認できる。田口勝一郎氏の分析によれば金沢の土地の集積は明治三〇年代にピークを迎えており、それ以降は減少の一途をたどった。そのため第一回選挙から保持してきた多額納税者互選人（二五名）の地位も明治三十九年十一月の補欠選挙を最後に失ってしまった。金沢に限らずこの時期にはすでに農業経営だけでは財産の維持が困難になっていた<sup>44</sup>のであり、そのことは昭和二年版の『秋田県名鑑』に記録された下新城村の直接国税一〇円以上の納税者数が六五人に減少していることから裏付けが可能である。<sup>45</sup>

なお、大正十二年の県議選における秋田市の直接国税一〇円以上と下新城村の一五円以上の全有権者に占める割合を推計してみると、秋田市は三九・六八パーセント（納税者数七五〇人と仮定、有権者数一八九〇人）、下新城村は二五・六四パーセント（納税者数一〇〇人と仮定、有権者数三九〇人）となっており、有権者の六割以上が低所得者であっ

たという所得格差の実情が明らかとなる。

#### 四 選挙運動の実態

選挙運動の主体は言論戦であり、候補者は地域振興を第一に掲げて選挙区内で政見を説いて回った。平鹿郡選挙区から立候補した伊藤慶太郎は九月十六日午後七時から横手劇場に有権者千人を動員して「立候補の意義」として演説し、横中学設置、裁判所支部設置、横黒、横荘鉄道の布設等絶えず横手町民の福祉の為め亦公平なる見地より悪辣なる政友会と闘ひ来つた歴史を述べ更に県治の伝新に関する抱負を縷述<sup>(46)</sup>した。

また、秋田市選挙区から三回目の出馬となった鈴木安孝は九月十九日午後六時から秋田劇場で政見発表大演説会を開催し、前回の県会議員選挙に際して掲げた三つの公約を振り返り、四年間の任期中に微力を尽くしたものの完全実現には至らなかったことを遺憾としながらも当選後はその実現のために努力したいという決意を表明した。その後は対立候補である市川護幸が発表した政見について、大半が政友会攻撃の内容であるとして真つ向から反論した。なお、この演説会で鈴木が掲げた公約は次の通りである。<sup>(47)</sup>

一、政治の中心を秋田市に置くこと。農事試験場移転問題を引き合いに大秋田市建設のため県都として果たすべき役割を指摘。

二、交通網の発展により他県の産業が秋田に侵入していることから、北海道や樺太等に秋田の物産を移送し、さらに該地の富源の開発の必要性を強調。

三、市商業学校への入学者の大半が郡部の子弟であり、かつ毎年五万円の経費がかかっている現状を鑑み、県への

移管を強く要望。さらに市小学校の義務教育を完全実施することが最優先であると主張。

上述した通り、大正十二年の府県会議員選挙は全国的に労農運動が展開された嚆矢として位置づけられているが、<sup>(48)</sup>秋田県ではやがて無産政党的結成につながるような運動の影響は全く見受けられず、官憲の攻撃対象は政友会系の知事である岸本正雄の存在を背景として非政友派に向けられた。<sup>(49)</sup>しかも九月二日に成立した第二次山本権兵衛内閣の下では挙国一致の性格が強かったことと震災直後の混乱の影響があったために特定の政党を有利に導くような利益誘導策は展開されず、選挙干渉のみがクローズアップされるに至った。結局のところ大きな争点もないまま選挙期日を迎えることになったが、中盤までの形勢は政友会が現状を上回る勢いであることが示され、逆に憲政会は現有議席の確保も困難であることが予想された。<sup>(50)</sup>

九月十九日午後五時

於 秋 田 劇 場

政見發表大演說會

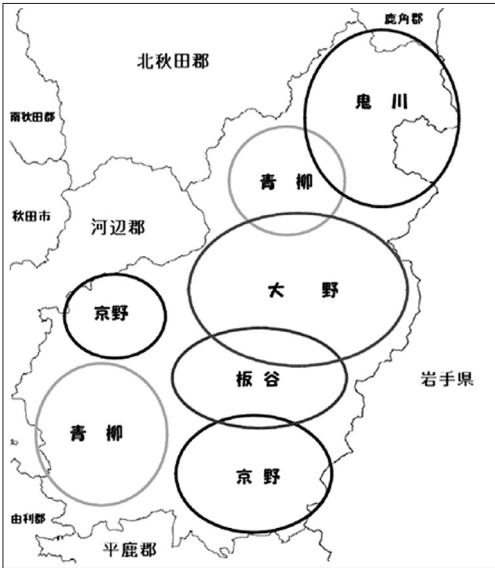
候補者 鈴木安孝君

長谷川勝太郎君 宗方文三君  
辯士 田口松太郎君 大嶋重明君  
中西徳五郎君 外 數 名

(『日刊新秋田』大正12年9月19日2面)

## 五 選挙結果

第二〇回秋田県会議員選挙は予定通り九月二十五日に実施された。当日の有権者数は八万五六四三人で、このうち七万五六七六人が投票した。投票率は八八・三六パーセントで前回を五・四〇ポイント上回った。選挙結果は政友会が二〇議席、非政友派が二三議席（憲政会が九議席、革新倶楽部が四議席）となり、過半数を三議席上回った政友会が県会第一党の座を維持した。なお、この県議選では新人議員が一九名も誕生し、世代交代が大きく進んだ県議選となった。



【図2】 県議選候補者の地盤

さて、町村別の開票結果からは選挙区内での地盤協定の成否をうかがい知ることが可能である。榊田清兵衛の陣頭指揮の下、全議席を政友会で占有しようという画策したものの憲政会の反対で失敗に終わった仙北郡では【図2】の通り、北部地域出身の青柳長治郎、鬼川貫一、大野忠右衛門の三名が極力競合しないよう調整が図られたが、開票結果を見る限り神代村、桜木内村、西明寺村では青柳と鬼川による激しい票の奪い合いが展開されるなど二派の対立構造が浮き彫りとなり、予想通りの結果は得られなかった。また、選挙区が南北に長い北秋田郡では庄司易五郎と大沢士朗のみしか安定した地盤を構築することができず、他の候補者

第20回秋田県議会議員選挙候補者別投票数

普選実施前の秋田県議会議員選挙（伊藤）

選挙区	定数	有権者数	投票者数	投票率	由利郡	4人	11,420人	10,758人	94.20
秋田市	1人	1,893人	1,702人	89.91	◎佐々木 孝 郎	革新倶楽部	2,439票	当選①	
◎市川 護 幸	憲政会 立憲政友会	927票 764票 1票	当選③ 落選 落選		◎猪股 謙二郎	立憲政友会	2,382票	当選②	
◎鈴木 安 孝					◎村上 清 治	革新倶楽部	2,343票	当選①	
◎そのの他					◎加藤 伝一郎	立憲政友会	1,856票	当選①	
鹿角郡	2人	4,143人	3,337人	80.55	◎佐藤 徳一郎		1,659票	落選	
◎山本 修太郎	立憲政友会 立憲政友会 中 立	1,160票 1,133票 993票 12票	当選③ 当選① 落選 落選		◎そのの他		1票	落選	
◎大里 周 蔵					◎仙北郡	5人	13,114人	11,632人	88.70
◎豊口 竹五郎					◎京野 孝之助	憲政会	2,764票	当選③	
◎そのの他					◎青柳 長治郎	立憲政友会	2,497票	当選②	
北秋田郡	4人	12,198人	10,998人	90.16	◎大野 忠右衛門	立憲政友会	2,079票	当選④	
◎庄司 易五郎	立憲政友会 立憲政友会	2,128票 1,785票	当選① 当選①		◎板谷五郎左衛門	立憲政友会	1,968票	当選①	
◎佐藤 時 治					◎鬼川 貫 一	立憲政友会	1,706票	当選①	
◎近藤 利 吉	革新倶楽部	1,555票	当選①		◎高橋 龍 三	憲政会	220票	落選	
◎阿部 亀五郎	中 立 憲政会 立憲政友会	1,506票 1,269票 865票 4票	落選 落選 落選 落選		◎進藤 作左衛門	立憲政友会	216票	落選	
◎沼田 信 一					◎そのの他				
◎泉 清 朗					平鹿郡	4人	9,051人	8,767人	96.86
◎大沢 士 朗					◎片野 重 脩	立憲政友会	2,005票	当選①	
◎そのの他					◎柿崎 勘左衛門	立憲政友会	1,685票	当選①	
山本郡	4人	9,907人	7,683人	77.55	◎村田 光 烈	革新倶楽部	1,665票	当選①	
◎杉本 国太郎	立憲政友会 憲政会	2,174票 2,051票	当選① 当選②		◎塩田 団 平	憲政会	1,485票	当選②	
◎信太 儀右衛門					◎久米田 正之助	憲政会	1,040票	落選	
◎池内 広 正	立憲政友会	1,841票	当選②		◎伊藤 慶太郎	憲政会	826票	落選	
◎島田 豊三郎	憲政会	1,429票	当選②		◎そのの他		1票	落選	
◎そのの他		4票	落選		雄勝郡	3人	7,939人	6,944人	87.47
南秋田郡	5人	11,574人	9,679人	83.63	◎京野 利 助	立憲政友会	2,048票	当選②	
◎金子 為 吉	憲政会 立憲政友会	2,217票 2,208票	当選④ 当選①		◎佐藤 有 秀	立憲政友会	1,616票	当選②	
◎小玉 友 吉					◎柴田 政太郎	憲政会	1,464票	当選①	
◎奈良 良 周治郎	憲政会	2,105票	当選①		◎藤木 勇太郎	憲政会	1,225票	落選	
◎中川 重 春	憲政会	1,559票	当選①		◎酒井 英次郎	憲政会	544票	落選	
◎小野 貞 助	立憲政友会	1,195票	当選①		◎そのの他		8票	落選	
◎そのの他		24票	落選		県 計	33人	85,643人	75,676人	88.36
河辺郡	1人	4,404人	4,176人	94.82					
◎伊藤 多雅司	立憲政友会 革新倶楽部	2,111票 2,037票	当選④ 落選						
◎熊井 又八郎									

出典：秋田県公文書館所蔵『県議員総選挙同補欠選挙関係書類』（930103-10092）、『秋田県統計書』、『秋田魁新報』  
 拙稿「府県制下の秋田県議会議員選挙の結果について」（秋田大学史学会編『秋大史学』第59号、平成25年3月、68～69頁）

【表3】県議選鹿角郡選挙区開票結果（大正8年・12年）

	山本修太郎 (立憲政友会)			石木田新太郎→大里周蔵 (立憲政友会)			豊口竹五郎 (中立=憲政会系)		
	大正8年	大正12年	増減率	大正8年	大正12年	増減率	大正8年	大正12年	増減率
花輪町	7票	11票	1.57	191票	388票	2.03	19票	128票	6.73
毛馬内町	60票	155票	2.58	6票	2票	0.33	61票	109票	1.79
小坂町	149票	158票	1.06	8票	2票	0.25	91票	182票	2.00
尾去沢町	3票	0票	-	46票	93票	2.02	1票	56票	56.00
大湯村	120票	355票	2.96	17票	2票	0.12	103票	127票	1.23
宮川村	106票	4票	0.04	85票	393票	4.62	1票	15票	15.00
曙村	0票	0票	-	162票	218票	1.35	5票	80票	16.00
柴平村	130票	199票	1.53	5票	33票	6.60	42票	72票	1.71
錦木村	129票	166票	1.29	0票	2票	-	86票	131票	1.52
七滝村	52票	112票	2.15	0票	0票	-	24票	93票	3.88
計	760票	1,160票	1.52	520票	1,133票	2.18	433票	993票	2.29
有権者増加による 得票見込 (大正8年 得票×1.89)		1,436票	1.89		983票	1.89		818票	1.89
		-276票	-0.37		150票	0.29		175票	0.40

出典：秋田県公文書館所蔵『県会議員選挙関係書類』（930103-10086）、『県会議員総選挙同補欠選挙関係書類』（930103-10092）。

はいずれかの町村で競合する結果となった。特に三名が乱立した大館地区では木堂会や青年会からの推薦を受けた阿部亀五郎が四位当選を果たした。

さらに、有権者数が前回より一・八九倍に増加した中で県議選が行われた鹿角郡では【表3】の通り、政友会の山本修太郎は北部地域で固定票を手堅くまとめ上げて前回に続いてトップ当選を果たしたが、南部地域（花輪町）から立候補した同じ政友会の大里周蔵に宮川村での得票を許し、さらに前回の石木田新太郎票に若干上乘せして二七票差まで追い込まれた。中立（憲政会系）の豊口竹五郎は反山本・大里票をうまく集票して前回得票に〇・四ポイント上乘せしたものの小坂町以外の町村では一位得票に躍り出ることはできず三度落選の憂き目にあつた。鹿角郡は政友会支持者の多い地盤であつたが、北部と南部の地域対立が顕著であり必ずしもその結末は一枚岩ではなかつた。このため候補者の選定に当たっては極力競合しないように地盤協定を図る必要があつた。しかしながら、今回の県議選の開票結果からは有権者が必ずしも政党支部の指示通りに動かなかつたことが明らかとなり、選挙区内の地域対立に政党が絡んで同じ党派から複数の立候補者が出た場合は必然的に票の奪い合いが発生し、盤石な支持基盤を持たない者の落選リスクは高かつたといえる。このことから従来型の名望家から中流程度までの所得層を意識した選挙システムではもはや立ち行かなくなつたことを示しており、いかにして特定候補者や政党を支持しない有権者を有効的に取り込むべきか、浮動票の対策に本腰を入れなければならなくなつた。

## 六 選挙後の動向

ここでは非政友会系の地元新聞二紙がこの県議選をどのように捉えたのか見ていきたいと思う。『秋田魁新報』は

論評「議員選挙の結果」を通じて、<sup>(51)</sup>まず市部においては非政友派が大勝したものの郡部においては大敗したことを認めている。その理由として「市部は郡部に比すれば教育程度が進み独立自尊の念が強い。選挙権を行使するに際して本家分家とす、或は門閥とか云ふやうな伝統的な絶対観念に支配せらるゝこと尠く、候補者を選ぶに當つて其者の人格、所属党の主義政綱といふことに重きを置き、これを聞くことに忠実である」ものの、なかなか選挙運動が奏功しても大勢を動かすまでには至らなかつたとし、一方の「郡部の選挙は市部に比すれば情実の選挙であり、黄金の多寡に依つて決まる選挙であり、本家分家と云ふやうな伝統的絶対観念に依つて支配さるゝ選挙であり、親類縁者を辿ることに巧であれば勝てる選挙であり、官憲の睨みの利く選挙であり、各種団体及各種機関を利用するに都合のよい選挙である」ため、政権党である政友会の地盤をわずか一回の選挙で覆すことは容易ではなく、郡部の敗北はやむを得なかつたと指摘している。その上で「飽までも其主義主張を徹底せしむことに努力を惜まぬならば、人が目醒めて考へた場合には、茲に金や情実で働かぬ地盤が出来」上がるとして今後の公明な選挙の実施に期待感をにじませている。

また、『秋田新聞』は論評「各派の戦績を見て」<sup>(52)</sup>の中で、革新倶楽部が四議席を獲得したことを評価するとともに、今後の県政のキャスティングボードを握つたことを高らかに強調し、「革新派は世間からは非政友を以て目されて居り、政友派多年の横暴に対して、痛撃を与へふことは、県民の輿望であるから、其意味から言へば非政友と言へぬこともないけれども、さりとて固より憲政派とすべての行動を俱にし、之れに終始するものでないことは言を俟たない」として是々非々で県会に臨む意思を示している。この二つの論評を見る限り、政友会主導の県政に対して非政友派が連携して政界再編に導こうなどという姿勢は一切見受けられず、地域の特質に応じた支持基盤を維持するのが精一杯であつた二党の裏事情が浮かび上がってくる。

## おわりに

大正十二年の秋田県会議員選挙は明治期からの言論戦を主体とした選挙形態をほぼ踏襲する形となったが、倍増した有権者に対応するため立候補者は円滑な地盤協定を模索したものの政党支部による競合区の候補者調整は容易に進展せず、出馬辞退に追い込まれるケースも見られた。普選の実施が叫ばれる中で、候補者調整のあり方が問われることになった。この県議選には従来からの地主・商人に加えて中流以下の所得層も立候補を果たしており、政党支部の立場からすればさまざまな人材を県会に送り込むことで大衆政党化を一気に加速化させようとした。選挙区内で知名度とある程度の経済力を有する候補者を擁立することで新有権者の支持を容易に獲得しようとしたが、従来型の名望家から中流程度までの所得層を意識した選挙システムではもはや想定した選挙結果を得ることが困難となり、選挙後にその存在が明らかとなった浮動票の取り込みに着手せざるを得なくなった。また、全国的には普選運動が高揚していたが、秋田県下においては普選の実現を標榜して選挙運動を行った候補者はおらず、選挙の争点に結び付けるほどの効力はなかったといえる。すなわちこの県議選では全国的動向に歩調を合わせようとした部分とそうでない部分の二面性を確認することが可能であり、普選移行期に実施された選挙の中でも特異な形態を持っていたことが分かる。なお、普選の実現に前向きであった非政友派（憲政会と革新倶楽部）の支部が選挙公約に盛り込むのは第二次護憲運動の発生以降のことである。

さて、この県議選において政友会を大勝に導いた立役者を一人挙げるとすればそれは間違いなく榊田清兵衛ということになるだろう。明治四十二（一九〇九）年九月の支部発足以降、原敬を頼りながら秋田県政界に絶大な影響力を

及ぼした。一方で自身の選挙対策にも余念がなく、地元仙北郡には盛曲線の敷設を実現することで盤石な支持基盤を確立した。まさにこの大きな力を背景として同郡選出の全五議席を奪取しようという荒技に打って出たのである。しかしながら、非政友派（憲政会と革新倶楽部支持者）と特定の支持政党を持たない有権者の反発によりこの計画は失敗に終わってしまったことになるが、政友会支部のリーダーとして、さらに選挙参謀として郡内外にその存在を示した効果は大きかった。榊田の求心力は間もなく発生する政友会の分裂騒動に際して頂点に達するが、普選の実施に当たって県政界をどのような方法でまとめ上げていったのかを考察するのが次の課題となる。

【註】

- (1) 改正府県制第六条第一項「府県内ノ市町村公民ニシテ一年以来其ノ府県内ニ於テ直接国税ヲ納ムル者ハ府県會議員ノ選挙權及被選挙權ヲ有ス」の規定に基づく。
- (2) 『秋田県政史・下巻』（秋田県議会議会秋田県政史編纂委員会編、昭和三十一年三月、一〇六、一二三～一二四、六四七～六四八頁）は選挙後に県が内務省に行った報告を基に「秋田県に於ける選挙拡張による効果は、有権者の政治的関心を高め、青年層の活躍に期待する所が大きくなった」と評価する一方で、有権者の多くは政党人や選挙ブローカーと称される人々の活動の自粛を望んでいたことを指摘している。
- (3) 升味準之助氏は日露戦争後に進出した政党に党派の系列化がそれまで大地主を筆頭とした農村秩序を解体させ、これに代わって中間層が自治権を握ることになった結果、農村の中央依存が進み党勢拡大をもたらしたと指摘している（同氏著『日本政党史論』第四卷、東京大学出版会、昭和四十三（一九六八）年二月、一～三頁）。
- (4) 小南浩一氏「兵庫県における第一回普通選挙の研究―無産政党の動向を中心に―」（神戸史学会編『歴史と神戸』第四〇巻第二号、平成十三（二〇〇一）年四月、三頁）。

- (5) 車田忠繼氏『昭和戦前期の選挙システム―千葉県第一区と川島正次郎―』、(日本経済評論社、令和元(二〇一九)年九月、二六頁)。
- (6) 『秋田魁新報』大正十二年八月十日二面。
- (7) 『日刊新秋田』大正十二年八月十五日二面。
- (8) 『秋田魁新報』大正十二年九月三日二面。
- (9) 『秋田新聞』大正十二年八月二十九日二面。
- (10) 『日刊新秋田』大正十二年九月十日二面。
- (11) 『日刊新秋田』大正十二年九月二十一日二面。『日刊新秋田』大正十二年九月二十一日二面。
- (12) 『秋田魁新報』大正十二年九月二十一日二面・九月二十二日二面。『日刊新秋田』大正十二年九月二十二日二面。
- (13) 『秋田魁新報』大正十二年九月一日二面・九月二日二面・九月二十四日二面。
- (14) 『日刊新秋田』大正十二年九月十二日二面。
- (15) 『日刊新秋田』大正十二年八月二十一日二面。『秋田魁新報』大正十二年九月五日二面。
- (16) 『日刊新秋田』大正十二年九月五日二面。
- (17) 『日刊新秋田』大正十二年九月七日二面。
- (18) 『秋田魁新報』大正十二年九月二十四日二面。
- (19) 『日刊新秋田』大正十二年八月十六日二面。
- (20) 『秋田魁新報』大正十二年九月九日二面。
- (21) 『秋田新聞』大正十二年九月十五日二面。
- (22) 『秋田魁新報』大正十二年八月二十日二面。

- (23) 『日刊新秋田』 大正十二年八月十七日二面。
- (24) 『秋田魁新報』 大正十二年八月三十日二面。
- (25) 『秋田魁新報』 大正十二年八月二十三日二面。『日刊新秋田』 大正十二年九月二十二日二面。
- (26) 『秋田魁新報』 大正十二年九月三日二面。『秋田魁新報』 大正十二年九月十四日二面。
- (27) 『秋田魁新報』 大正十二年九月十四日二面。
- (28) 『秋田魁新報』 大正十二年九月十五日二面。投票結果は次の通りである。大野忠右衛門一五票、板谷五郎左衛門一五票、進藤作左衛門一四票、青柳長治一四票、鬼川貫一三票、京野孝之助五票、斎藤秀虎二票、梁田市五郎一票、高橋龍三一票。
- (29) 『秋田魁新報』 大正十二年九月二十日二面。
- (30) 『日刊新秋田』 大正十二年八月十三日二面。
- (31) 『秋田魁新報』 大正十二年八月十六日二面。
- (32) 『秋田魁新報』 大正十二年八月二十一日二面。『秋田新聞』 大正十二年九月十日二面。
- (33) 『日刊新秋田』 大正十二年九月九日二面。
- (34) 『日刊新秋田』 大正十二年八月十三日二面。
- (35) 『日刊新秋田』 大正十二年八月十三日二面・九月二十二日二面。
- (36) 『秋田魁新報』 大正十二年九月二十四日二面。
- (37) 大正十二年八月十六日秋田県告示第二百九十八号。
- (38) 『秋田魁新報』 大正十四年九月十八日二面。秋田県公文書館所蔵『県会議員総選挙同補欠選挙関係書類』(330103-10092) 所

収の選挙録によれば、北秋田郡では郡役所において二十七日午前八時から開票を開始し、翌二十八日午前三時五分に全ての選挙事務が終了したと記載されており、開票作業に十九時間もかかったことになる。

- (39) 渡辺真英編『秋田名誉鑑 一名秋田県直接国税拾円以上納税名鑑』(大正九(一九二〇)年十一月)。  
 (40) 一〇名の内訳は次の通りである。
- 山本修太郎 〓 幸藏(父) 〓 総額八三七円(地租五六〇円、所得税二七七円)  
 庄司易五郎 〓 為五郎(子) 〓 総額二二七円(地租一四七円、所得税七〇円)  
 阿部亀五郎 〓 定治(子) 〓 総額二〇円(地租一四円、所得税六円)  
 小玉友吉 〓 周之助(父) 〓 総額一八二五円(地租九九七円、所得税八二八円)  
 佐々木孝一郎 〓 孝重(子) 〓 総額二四円(地租二四円)  
 村上清治 〓 光治(父) 〓 総額一三二六円(地租七二九円、所得税五八七円)  
 加藤伝一郎 〓 周次郎(父) 〓 総額九二二円(地租五一八円、営業税三二円、所得税三六三円)  
 進藤作左衛門 〓 正(子) 〓 総額七八円(地租三三円、所得税四五円)  
 京野利助 〓 清助(子) 〓 総額二二九円(地租二三円、所得税二〇六円)  
 柴田政太郎 〓 養助(父) 〓 総額四四〇六円(二六九八円、営業税二〇一元、所得税二五〇七円)  
 (41) 註(39)資料。秋田市は一〓一六頁。下新城村は四六〓四八頁。
- (42) 金沢松右衛門は第一回貴族院多額納税者議員選挙で当選した池田甚之助の辞任を受けて明治二十五年六月十日に実施された補欠選挙で当選を果たし、明治三〇年九月の任期満了まで五年三カ月間在任した。拙稿「秋田県下の第一回貴族院多額納税者議員選挙」(秋田近代史研究会編『秋田近代史研究』第四九号、平成二十二(二〇一〇)年八月、二〇〓二三頁)。  
 (43) 田口勝一郎氏『秋田県の百年』(山川出版社、昭和五十八(一九八三)年七月、一二四〓一二五頁)。  
 (44) 鈴木達郎氏は平鹿郡醍醐村における水田所有の分析から、松方デフレから日露戦後期にかけて進行した農民層の分解が「一〓二町経営自作・自小作中農層が土地所有の喪失を余儀なくされ」たことで大正中中期までに一層顕著となり、その一方で在

町型不在地主と在村型大地主が強力に土地の集積を図ったと指摘している。(同氏「明治中・後期の農民層分解―秋田県平鹿郡醍醐村の事例分析―」、秋田近代史研究会編『秋田近代史研究』第三五号、平成五(一九九三)年八月、七八頁)。

(45) 帝国興信所秋田支所編『秋田県名鑑』(昭和二(一九二七)年四月、三四―三六頁)。

(46) 『秋田魁新報』大正十二年九月十八日二面。

(47) 『日刊新秋田』大正十二年八月二十一日三三三。

(48) 註(4)論文。

(49) 官憲の弾圧を伝える新聞記事の見出しは次の通りである。

① 『秋田新聞』大正十二年九月二十一日二面、「番が狂って取締警官鹿角へ逆戻り」

② 『秋田魁新報』大正十二年九月二十二日二面、「警察官干渉の声部長沈黙するか」

③ 『秋田魁新報』大正十二年九月二十三日二面、「警官狂奔政友派のために」

④ 『秋田魁新報』大正十二年九月二十四日二面、「巡查又狂奔土崎署から雄勝へ派遣」

(50) 『日刊新秋田』大正十四年九月七日二面。

(51) 『秋田魁新報』大正十四年九月二十九日二面。

(52) 『秋田新聞』大正十四年九月三十日二面。

(いとう ひろのり・秋田工業高等専門学校非常勤講師)